

千葉県歯・口腔保健計画素案の概要

第1章 計画の基本方針

1 計画の趣旨

歯・口腔の健康は、生涯を通じて自分の歯でしっかりと噛んで食べることを可能にするだけでなく、バランスのとれた適切な食生活を送ることを可能にし、肥満や糖尿病などの生活習慣病の予防へとつながるなど、全身の健康を保持増進するための重要な要素となっている。

全身の健康につながる「歯・口腔の健康づくり」については、乳幼児期から高齢期までライフステージを通じて継続的に取り組む必要があるため、生涯にわたる県民の歯・口腔の健康づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、歯・口腔の健康づくりに関する基本的な計画を策定する。

2 計画の性格

- (1) 千葉県歯・口腔の健康づくり推進条例第9条の規定による計画
- (2) 本県の歯科保健医療に関して総合的・効果的に推進するための基本的な指針
- (3) 市町村に対しては計画策定や施策の指針となるもの。
- (4) 県民その他の関係機関・団体にとっては、自主的・積極的活動の指針となるもの。
- (5) 関連する県の計画との整合を図るもの。

3 計画の期間

千葉県保健医療計画と整合性をとりながら、平成23年度を初年度とし、平成27年度を目標年度とする。

第2章 目標

健康ちば21の目標をベースに

1 乳幼児のむし歯予防の目標

- ・3歳児におけるむし歯のない者の割合の増加
- ・(新規)3歳児の県平均と最も高い市町村のむし歯有病者率の差を縮小

2 児童生徒のむし歯予防等の目標

- ・12歳児における1人平均むし歯数の減少
- ・(新規)12歳児の県平均と最も高い市町村の1人平均むし歯数の差を縮小

3 成人・高齢者の歯周病予防、歯の喪失防止の目標

- ・80歳で20歯以上を有する者の割合の増加
- ・歯間部清掃用器具を使用している者の割合の増加

第3章 歯・口腔保健の現状と課題

1 歯科疾患の状況

- ・幼児・児童生徒のむし歯は減少しているが、地域間の格差がある。
- ・80歳以上の20歯以上保有者率は、20.3%と低い状況にある。

2 歯・口腔保健意識状況

- ・デンタルフロス等を使って、歯のすき間の手入れをしている者は、ほとんどの年代において50%に満たなく、デンタルフロス等の使用が普及していない状況にある。

第4章 施策の方向

1 情報の収集及び提供

- ・幼児や児童生徒のむし歯の地域間の格差を縮小するため、むし歯の状況などを市町村等に提供

2 市町村その他関係者の連携体制の構築

- ・歯科疾患の地域間の格差を縮小するため、住民に身近な歯・口腔保健サービスを実施している市町村と連携
- ・要介護高齢者の口腔ケアや摂食嚥下指導等の推進のため、医師、看護師、管理栄養士、介護支援専門員等が連携

3 フッ化物応用等のむし歯の予防対策

- ・歯みがきなどの基本的な生活習慣の習得を支援するとともに、県民に正しいフッ化物応用等の情報を提供

4 母子、児童生徒、成人、高齢者等の生涯にわたる歯・口腔の健康づくり

- ・市町村が実施している3歳児歯科健康診査等の充実
- ・学校における歯科健康診査や歯科保健教育等の充実
- ・市町村で実施する歯周疾患検診等の充実
- ・市町村での介護予防事業(口腔機能の向上)の推進

5 障害を有する者、介護を必要とする者等の適切な歯・口腔の健康づくり

- ・巡回歯科診療車(ビーバー号)による施設等の心身障害児(者)に対する歯科保健指導等の実施
- ・要介護高齢者の摂食嚥下障害の機能訓練等の充実

6 歯・口腔の健康づくりの業務に携わる者の確保及び資質の向上

- ・市町村の歯科衛生士の配置の充実

7 歯・口腔の健康づくりの効果的な実施に資する調査研究

- ・県民の歯科疾患等の実態調査の実施